

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年2月15日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 藤原 威一郎

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している会計事務システム（以下、「本システム」という。）のソフトウェアサポート及び運用支援を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 会計事務システムのソフトウェアサポート及び運用支援
- (2) 業務内容 会計事務システムのソフトウェアサポート及び運用支援
- (3) 履行期間 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)

### 3 業務目的

本調達は、現在運用中である会計事務システムの安定稼働を維持し、迅速かつ適切な会計事務の処理に寄与することを目的とするものである。

### 4 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

#### (2) 技術力に関する要件

会計事務システムは、措置請求から支払い及び物品管理等の会計事務を迅速かつ適切に

処理するために使用されるものであり、当庁の会計事務を行う上で重要なシステムである。そのため、障害等発生時に被害を最小限に留める的確な対策及び万全の体制を維持しつつ作業できるように会計事務システムのソフトウェアの設計を理解し、システム全体の内容・構造等について詳細な知識を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

会計事務システムの性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような改修を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

会計事務システムは、会計事務処理に使用するため、高い信頼性を担保する必要がある。このため、会計事務システム製作者との技術連携体制を明示できること。

(6) 業務実績に関する要件

オンラインで動作する会計の業務処理ソフトウェアを制作した実績を有すること。

(7) その他

本ソフトウェアに使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有していること、若しくは許可を受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 吉田 松司

電話 03-6758-3900(内線 2517) F A X 03-3434-9064

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年2月15日から令和3年3月12日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年3月15日 17時まで (1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5 (3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を

有していなければならない。  
(5) 詳細は説明書による。